

## 第3期けせんぬま健康プラン21の計画期間の延長について

### 1 第3期けせんぬま健康プラン21の策定経緯及び趣旨

第3期けせんぬま健康プラン21は、「市民一人ひとりが、心身ともに健康で、生きがいを持ち、いつまでも自分らしく生活できる社会の実現」を基本理念とし、総合的な健康づくりを推進する指針として、平成29年3月（計画期間：平成29年度から令和5年度まで）策定しました。

令和元年度には中間評価とともに、自殺対策基本法の一部改正により、市町村自殺対策の計画を定めることとなったことから、自殺対策の推進を包含した第3期けせんぬま健康プラン21（改訂版）を策定し、最終年度である令和5年度に向け、様々な取り組みを推進しております。

### 2 国・県計画の延長による市の計画期間の対応

令和3年8月4日付け告示で、国計画（健康日本21第2次）の次期計画の始期を医療費適正化計画等の期間と一致させることを目的に計画期間を1年延長し、令和5年度までとすることが示されました。このことにより、県計画（みやぎ21健康プラン）も国の方針を踏まえ、令和5年度までとすることとなりました。

本市の第4期けせんぬま健康プラン21の策定にあたっては、国・県計画の延長を踏まえ、国・県の次期計画の方針等整合性を図る必要があることから、第3期けせんぬま健康プラン21の計画期間を令和6年度まで1年延長します。

#### 《変更点》

#### 「第3期けせんぬま健康プラン21」の期間を

【現行】平成29年度から、令和5年度(2023年度)まで

【変更】平成29年度から、令和6年度(2024年度)まで の1年間延長します。

#### 【計画期間の延長のイメージ】

区分・計画名		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)
(国)	健康日本21	第2次 (H25～R4)						1年延長	次期計画の 始期	
(県)	みやぎ21健康プラン	第2次 (H25～R4)						1年延長	次期計画の 始期	
(県)	宮城県医療費適正化計画	第3期 (H30～R5)								
(市)	第3期けせんぬま健康プラン21	第3期 (H29～R5) ※R1年度中間評価・改訂版(自殺対策計画を包含) 策定						1年延長	次期計画の 始期	

### 3 今後の進め方について

計画期間を1年延長するが、各目標は現計画のままとし、引き続き、目標に向けた取組は実施し、計画の進行管理は、毎年度健康づくり推進協議会において行っていきます。